

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）

日時：令和3年8月19日（木）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

### —— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議  
妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業
- 2 環境影響評価書案に係る総括審議  
（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業
- 3 その他

#### 【審議資料】

資料1 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」

資料1-1 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」部会審議質疑応答

資料1-2 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

資料1-3 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料2 「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」

資料2-1 「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」部会審議質疑応答

資料2-2 「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

<オンラインによる出席者>

第二部会長 宮越委員

池邊委員

池本委員

日下委員

小林委員

廣江委員

水本委員

宗方委員

保高委員

渡邊委員

(10名)

木村政策調整担当部長

宮田アセスメント担当課長

下間アセスメント担当課長

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案 部  
会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	都民の意見書の中に、黒い粉じんという記述があり気になっている。破碎施設棟が屋内移転することで粉じんや騒音被害は軽減するのではないかと期待されるが、黒い粉じんについて発生源として思い当たるものがあるか。	黒い粉じんがどのようなものなのか事業者としてもわからない。砂が粉じんとなるものはあるが、以前北側に油脂工場があり、油脂分を含んだ黒煙が出ていたことはあった。現時点で黒い粉じんが出ていることを把握しておらず、過去のことも含めて記述していると思っている。ただ、粉じんが発生していることは理解しているので、散水等で対応している。	6/24 部会にて回答
	2	住民意見の対応としてタイヤ洗い場を設けるとの記述もあるが、タイヤ洗い場は既存の物を使うのか、新たな対応として行うのか。	現在は資材置き場北側に洗い場があるが、新施設では北側の出入口付近に新たに設置する。	6/24 部会にて回答
		新しい対策としてタイヤ洗い場が記述されているが、既存の物との効果の違いはあるのか。	既存の物は水溜りのようなもので、そこを通過するだけのものだが、新たなものはタイヤを洗うような機能を設ける	
		能力が上がるのであれば、図書にその旨記述したほうが良い。		
	3	建設機械による二酸化窒素の影響について、寄与率が32.4%に対して影響は小さいとしているが、相当程度の寄与率でもあり、丁寧な記載を求める。	環境基準内であるため影響は小さいとしたが、表現については工夫していきたい。	6/24 部会にて回答
4	建屋にすることにより大気汚染は改善されると思うが、事業者見解のとおり、窓口など設置して、しっかりと住民対応を取っていただきたい。		6/24 部会にてコメント	
5	搬出入車両について、廃棄物運搬時には浮遊粒子状物質などが発生すると思うが、予測では寄与率が非常に小さい、荷台にシートを掛けるなどを想定して予測計算をしているのか。	廃材運搬をふまえての予測は行っていない。ただ、廃材運搬についてはシートを掛けることが大前提であり、タイヤに付着した泥は、必ず洗い場で落として もらうということで、砂埃が出ないような計画としている	6/24 部会にて回答	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		車両台数の増加を住民は心配していると思うので、対策を願う。		6/24 部会にてコメント
大気汚染	6	廃材の保管作業に係る粉じんの保全措置についてももう少し検討していただければと思うが。	廃材ヤードに限らず、保管するヤード、破石ヤード等のヤードにスプリンクラーを設置する予定であり、評価書の中で保全措置に加えていきたいと思う。	7/15 部会にて回答  総括審議事項へ
		作業場所や車両の出入口などにもスプリンクラーを設置するイメージか。	通路、作業場所に適宜散水を行う中で、ヤードの中にスプリンクラーを設置するイメージとなる。	
	7	破碎処理終了後の廃材などは一時的に保管すると思うが、その保管のときはどうするのか。	【事業者回答】 破碎処理後の廃材及び建設発生土は、屋根掛けした再生製品ヤード、改良土ヤードにそれぞれ保管されます。保管場所にはスプリンクラーを設置し、粉じんの発生を防止します。また、保管場所へは、防塵カバーを付けたベルトコンベアで移送します。	7/15 質疑終了後に質問
騒音・振動	1	運転時間帯について、昼間しか稼働しない想定なのか、夜間も稼働することがあるのか。	基本は日中の8時間稼働であるが、機器メンテナンスなどがある時は夜間に運転する場合がある。月に何回行うかも明確に示せないが、その場合でも基本は22時までとしている。予測としては夜間に稼働する場合もあるため、全時間帯で予測している。	6/24 部会にて回答  総括審議事項へ

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動		<p>現施設では、昼夜を問わず、特に夜間に騒音で悩まされているとの意見があり、工事車両や稼働施設以外の、アナウンスやその他について現施設の不満が述べられている。新施設では何らかの対応をすると見解書に記述があるが、何らかの目標値を決めるといふ考えがあるのか。</p>	<p>スピーカーについては、位置を下げる、音量を絞るなどの対策を取っているが、現在夜間はスピーカーを使わず、誘導員による誘導を行っている。新施設でも同様の対策となるが、電光掲示板や通信機器での誘導を考えており、夜間のスピーカー音は出ないと考えている。</p> <p>施設としては、現時点で夜間は稼働しておらず、おそらく場内を走行する車両の音が気になるのではないかと考えている。現状北、南、西側に10mの遮音壁があり、東側が出入口の関係でまだ遮音壁はないが、今後設置する予定であり、将来的には騒音は軽減されると考えている。</p>	
	2	<p>同じ音でも昼と夜では影響は異なるので、十分に配慮してもらいたい。また、ある時期にどうしても夜間稼働しなければならないのであれば、事前に通達などして、コミュニケーションをとってもらいたい。</p>	<p>通知については、こういった形で進められるか今後、検討していきたいと考えている。</p> <p><b>【回答補足】</b> 施設の夜間運転は、定期メンテナンス時以外に緊急に行うこともあり、事前通知は難しい面があります。現在、夜間は誘導員の配置によりスピーカーの使用はせず、整備後も同様の対策を行います。また、夜間の場内車両走行音は、周囲を10mの遮音壁で囲うことから軽減されると考えており、今後は、問合せ窓口を設置することで住民とのコミュニケーションを図ってまいります。</p>	<p>6/24部会にて回答</p> <p>7/15部会にて補足説明</p>
		<p>住民とのコミュニケーションを図るため問合せ窓口を設置するという説明だが、窓口というのはどんなイメージなのか。</p> <p>施設が運用した時の周辺との関係を円滑に図る場所も必要と思うのでコメントした。</p>	<p>現時点では具体的にはないが、ホームページ上で何か案内できればと考えている。</p>	<p>7/15部会にて回答</p>

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		ホームページは、苦情者が見に行くことで成り立つシステムなので、もしできるのであれば、事後でもいいので発信していく形でコミュニケーションをとるように検討してもらいたい。	ホームページでどういったことを伝えるか、事前、事後をどうやって行くかというのは、今後検討していく内容となるが、できるだけコミュニケーションをとれるような形で進めていきたい。	
騒音・振動	3	低周波音について、評価の指標として「建具のがたつき閾値」を評価の指標としているが、環境省からは使用について注意が求められており、これを認識したうえで使用しているのか。	確認後回答する。  【事業者回答】 調査計画書において、低周波音の評価として、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に示された低周波の感覚閾値及び「建具のがたつき閾値」を評価の指標に用いることとしました。 この値については、環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したものではないことは認識しております。評価書において、参照値の取扱いについて補足を加えた上で、評価を行いたいと考えております。	6/24 部会にて質問  7/15 部会にて回答
		補足を入れたうえで評価の指標とするとのことだが、他事例なども参考に、この指標以外での評価を行うことを検討してもらいたい。	分かりました。他事例を参考にしていきたいと思う。	7/15 部会にて回答
	4	スピーカー音の対策について、評価書案の中に記載されているか。	評価書案に記載はない。評価書において、記載することを検討したい。	6/24 部会にて回答
		なければ環境保全措置にいらてはどうか。	環境保全措置に加えることとする。	
水質汚濁	1	住民から水質調査の要望が出ているが、散水の排水は、排水処理設備にそのまま流すのか。水質汚濁は評価項目に入っていないが、排水に関する水質の関係はどのようなイメージか。	排水は油水分離槽を経由し公共下水道に排水する。公共用水域には排出しない。	7/15 部会にて回答
		水質調査の要望については、今後行う予定はあるか。	基本的には油水分離槽を経由し排水するので、水質調査の計画はしていない。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
土壌汚染	1	調査計画書の時点で都民意見に放流水、地下水の測定要望があったが、保管中の廃材等に触れた雨水などの地下浸透による、土壌、地下水汚染防止の観点からも、排水の水質を把握しておく必要があると考えるが、事業者の見解を教えてください。	<p>【事業者回答】</p> <p>本施設の処理対象物は公共事業等で発生するがれき類や建設発生土であり、有害物質等が含まれるものは受入していません。また、廃材等の屋外の置き場につきましては、保管物に触れた雨水等の地下浸透防止のため、非透水性のコンクリート舗装を施します。</p> <p>このことから、土壌、地下水汚染を及ぼすおそれはないと考えますが、油水分離槽の機能確認も兼ねて、完了後の適切な時点で水質の把握を行う予定であります。調査は、下水排除基準の対象項目に準じて実施します。</p>	7/15 質疑終了後に質問
景観	1	規定に則ってデザインに配慮するとしており、異論はないが、無機質な壁が一行に並ぶことになるので、23区内唯一の島の風景としてデザインを考えていただきたい。	壁面緑化など検討しているが、なるべく圧迫感がないようにしていきたい。	6/24 部会にて回答
		緑化でいえば、周りの植栽などとの組み合わせなど考えながら行っていただきたい。	ご意見を伺いながら対応していきたい。	
温室効果ガス	1	温室効果ガスのところで施設内の緑化の記述があるが、具体的に新しく緑化を行う面積などはあるのか	敷地北側の車両出入口付近及び、再生製品ヤードの屋上に緑化を行う計画となっている。(評価書案p30参照)	6/24 部会にて回答
その他	1	既存施設がある場所の跡地利用について、ただの空き地として置いておくのか、舗装などするのか教えてください。	跡地利用については、解体工事の後、中央部分にあるアスファルトプラントの移設を予定しているが、具体的な計画まで至っていない。	6/24 部会にて回答

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	1 名

### 1 環境全般

- ・ 妙見島には、世紀東急工業株式会社を含め 11 の事業所があり、この工場群からの公害として、悪臭・粉じん・騒音・振動は半世紀以上に渡り、周辺住民に被害を与え続けている。
- ・ これまで強風時の被害が著しく、東風では東京都側、西風では千葉県側に被害が出ており、今回の調査結果で基準値内と示されても被害を受けてきた住民は理解できない。強風時の風向きを考慮の上、島外において調査ポイントを設けてもらいたい。
- ・ 本計画では、廃材等運搬車両、再生品運搬車両の合計が現況の 1,020 台から最大 1,540 台に増加し、島内の他の事業所の車両を合わせると現状を大きく超える車両が走行することとなり、新施設の工事車両も加わる中で、事故防止対策、騒音・振動対策、大気汚染対策の具体的な取り組みの提示を要望する。
- ・ 法に従い事業を進めていく以上、東京都は移転を求めるとは言えないが、この環境アセスメント制度の中でよりよい環境の構築を願う。
- ・ 見解書の中で事業者が「事業者の見解」として記したことはすべて実行していただきたい。



## 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案 について

### 第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 1 月 27 日に「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長などの意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【大気汚染】

施設の稼働に伴う粉じんについては、破碎処理施設を屋内に設置し、さらに計画地の周囲に 10m の壁を設けるなどの措置を実施するとしているが、廃材等の屋外保管場所からの粉じんの飛散も懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、粉じんの飛散防止に努めること。

#### 【騒音・振動】

新施設の整備後には、廃材等の搬入車両が増加し、また、夜間においても破碎処理施設の稼働を行う計画であり、騒音の増大が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3 年 1 月 27 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3 年 3 月 24 日	・現地視察
部 会	令和 3 年 6 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3 年 7 月 15 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 3 年 8 月 10 日	・都民の意見を聴く会
部会	令和 3 年 8 月 19 日	・総括審議
審議会	令和 3 年 8 月 20 日	・答申（予定）

「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案  
部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
悪臭	1	現地を見て、有機物の搬入箇所の臭気が強かったので、今後対応することのことだが、そのあたりもちゃんと確保できるよう進めていただきたい。	<p>【事業者回答】</p> 廃棄物搬入時の臭気については、密閉式のピット・タンクの採用やピット内の負圧化、ピット・機械装置内臭気の吸引脱臭処理、投入室内の負圧管理、投入ピット覆蓋導入によるシートシャッターとの連動・二重遮断化、エアカーテンの吹き下ろし型から横吹き型への改変、脱臭処理の濃度別ライン化などの対策により、漏洩防止に努めてまいります。	7/15 部会にてコメント
騒音・振動	1	船の音の影響について評価していないが、船での運び込みの頻度などはどのくらいか。評価していない理由も合わせて教えてもらいたい。	船舶による廃棄物の輸送は、持込みではなく、処理後の廃棄物をはしけにより積み出すもので、多いときで1日一隻である。施設更新後も1日1回に変更はなく、非住居である運河を航行することから、影響は小さいと考え、評価対象から除いた	6/24 部会にて回答
		1日一便であっても、仮に船が、係留中に音を発する状態で常に係留されているのであれば、その影響は小さいということも重要な情報であり、そのような検討もされているのであれば、どこかに記述していただきたい。	選定した項目の理由欄に、船舶の騒音について予測から除いた理由を追記するようにする。	
		船の音が本当に小さいかというのは、ここにどのくらいの大きさの船が来るのか資料がないので評価できない状態。評価していない理由はできるだけ詳しく書いていただきたい。	船舶の航行に伴う騒音については、選定しない理由で整理させていただく。船は、想像されているよりはそれほど大きくない船での航行になる予定であり、資料は追加で示すことも可能である。	7/15 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		常に同じ船を使っているのであれば、その性能はすぐ出せるということで、何か資料を出していただければ問題無いことが確認できるということで、検討をお願いします。	<b>【事業者回答】</b> 曳舟の規模が分かる写真等の資料の追加を検討いたします。	7/15 部会にてコメント
地盤・水循環	1	評価書案では、工事の段階でディープウェル等を行うが、汲み上げによる地下水位の低下に対し、周辺地下水の流入で速やかに回復しているが、地下水の回復に海水が入るのであれば塩水侵入となってしまうため、この地域の地下水が現状で塩水なのか淡水なのか重要だと思うが、評価しているか。	現地調査において観測井を設置し、地下水位のモニタリング調査を行っている。評価書案 p258 のグラフに示すとおり、地下水位は潮位と連動しており、流向も干満に連動していることから、海水が流入していると類推している。	6/24 部会にて回答
		地下水に対する海水の影響を把握しているのであれば、それでよいと思う。		6/24 部会にてコメント
景観	1	配置計画で緑地の確保に触れていたが、今までのような遮蔽やバッファゾーンとしての緑地ではなく、周囲にも景観的にもよくなったという形での植栽帯の設置をしてもらいたい。	緑地については江東区と緑化計画について協議している。樹種の指定もされており、その中から景観への配慮に努めたい。	7/15 部会にて回答
		運河から見た側の陸地の発想はあるのか。	運河の側も緑地の設定をしており、樹種の指定の中で植栽計画を立てていく段階にある。 今回の計画で運河沿いの緑地を設けるほか大きな壁が連続しないといったことから、景観の向上に役立てると考えている。江東区の景観条例の協議も行っており、きれいな施設づくりに努力していきたいと考えている。  <b>【回答補足】</b> 施設完成後は、作業は全て屋内で行われることから、重機作業の屋内化においても景観の向上が図られる。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		分節化にも配慮し、よいものを目指していただきたい	【事業者回答】 護岸境界に沿った既存建築物と、護岸境界から20m離れた新築西棟を計画することで、分節化に配慮する計画である。	7/15 部会にてコメント
廃棄物	1	他の事業では、再資源化率について目標値を定め、それを達成するというような予測しているが、こちらは積み上げで予測しているのか。	原単位からの積み上げ型となっている。施工業者に対しては、この数値以上のリサイクル率とするよう徹底し、事後調査の中で明らかにしていくと考えている。	6/24 部会にて回答
		建設工事に伴う廃棄物について再資源化率の数値が低く、評価の指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」に合致していないように感じるが、その整合をどのように図るのか教えてもらいたい。	確認して回答する。  【事業者回答】 予測は原単位による積み上げで行った。評価書には左記の計画・目標値と整合を図った再資源化率とする旨を環境保全のための措置に追記し、事後調査において明らかにしていく。	6/24 部会にて質問
			【回答補足】 予測は基本的に原単位による積み上げで行っているが、建設工事時においては施行者にリサイクル推進計画に合致するようリサイクル率を徹底するよう周知する。その旨は評価書に環境保全措置として記載し、実リサイクル率については事業調査で明らかにしていく。	7/15 部会にて補足説明
		実際のところは事後調査を含めて確認するということだが、数字を予測で示した後に整合を取るとして挙げた計画と合っていないという状況で、実際は計画のほうに合わせしていくとの説明に根拠が感じられない。どのように計画と整合を図るのか、理屈で説明できるような形にしたほうがよい。	【事業者回答】 予測においては中間処理施設における再資源化率が不明であるため結果に反映していないが、評価書においてより詳細に再資源化率を整理する。また、工事の施行中においては「東京都建設リサイクル推進計画」における再資源化率の目標値と整合を図ることを前提として中間処理施設（再資源化施設）へ搬出し、実際の再資源化率を明らかにする。	7/15 部会にてコメント  総括審議事項へ

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	2	改質固化処理の再資源化が 20% 程度であり、処理の目的は最終処分するためのものとの理解でよいか。また、再資源化率の向上は図れるのか。	改質固化処理プラントは、再資源化の困難なもの、かつ、管理型処分場が受け入れるには性状の変動が大きいものの安定化を図り、管理型処分場へ搬入するための中間処理施設として稼働している。	6/24 部会にて回答
		改質固化処理物がどういう理由で再資源化が出来ないのか。今後再資源化率を上げていくことが可能なものなのか方向性を教えていただきたい。	再資源化は受入れ廃棄物の物性に左右されるが、現状の改質固化処理事業では、リサイクル出来ず、そのままでは管理型処分場でも引き受けられない廃棄物を受け入れており、再資源化率を上げることは難しい。	7/15 部会にて回答
		リサイクル出来ない部分を引き受けるという点では重要な役割であることは承知しているが、その中でさらに資源化する努力があると思うので、追及していただきたい。	<b>【事業者回答】</b> 改質固化処理事業についても、引き続き、受入れ廃棄物の物性に応じて、可能な限りセメント原料化等による再資源化率の向上を図る考えである。	7/15 部会にてコメント
温室効果ガス	1	地中熱利用の導入にあたっての詳細が示されていないが、導入にあたっては、環境省が示すガイドライン等に沿った措置はなされているか。	この地区は地盤が緩いため、地中杭を 60~70m 打つが、その中にポリエチレンチューブを組み込んで採熱する。構造、熱交換チューブの本数、空調設備等の設計も決まったので、採熱量について示せる段階に来ている。  <b>【回答補足】</b> 地中熱利用設備の導入にあたっては、「地中熱利用にあたってのガイドライン 改訂増補版」(平成 30 年 3 月、環境省 水・大気環境局) に則り、適切な設備規模・運転管理の設定、モニタリングについて検討している。	6/24 部会にて回答
		地中熱利用の規模によってはモニタリング等が必要となる場合があるが、これについてもガイドライン等に沿って適切に対応されるという理解でよいか。	採熱量が多すぎると地中熱の回復に支障をきたす可能性があるため、過剰な採熱とならないようモニタリング井戸を設置し、地中熱の回復をモニタリングしながら利用をしていくことになると考えている。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス		施設規模を適切にするよう検討しているとのことだが、地中熱利用量という形で挙げている数値は今後変わってくるものなのか確認したい。	杭に熱交換チューブを仕込む構造のため伝熱面積は変えられず、熱交換量、利用熱量はこれ以上広げられない。熱を利用する空調設備は技術革新があれば効率よく使えると思っているが、余剰分を利用するプラントの冷却は伝熱面積から限界かと考えている。	7/15 部会にて回答
		工場のプロセスでも使うということで先進的な取り組みだと思える。寒冷地などでは地中熱利用は一般的だが、都内においてということに意義があると思うので、今後も進めてもらいたい。		7/15 部会にてコメント
	2	温室効果ガス排出量削減に向け、バイオマス、地中熱、太陽光発電導入といった取り組みは高く評価できる。類似施設のモデルとなることも期待される。	実績値にはなるかと思うが、今後も温室効果ガス対策については関心が高まっていくことを鑑み、どのような形で公表できるか検討しながら、前向きに検討させていただければと考えている。	7/15 部会にて回答
		温室効果ガス排出量削減効果の把握には、稼働後の実測が不可欠であり、稼働後に実測値を報告してもらいたい。また、施設のモデルとなることを鑑み、何らかの形で毎年公表していただきたい。		
	3	削減取組後も年間2,002tのCO <sub>2</sub> が排出されるが、現在の排出量を教えていただきたい。	事業者全体としてエネルギー使用量は1,500kℓ以上となる為、省エネ法第7条の規定に基づく特定事業所に該当する。各事業所の消費エネルギーの把握はできており、それをもとに新砂事業部のCO <sub>2</sub> を算出した。 評価書案には載せていない数字にはなるが、平成30年度実績値で2,013tとなっている。	7/15 部会にて回答
		事業の開始後でも、ネットゼロを目指して、技術の進歩とコストを勘案しながら、排出削減技術を導入していただきたい。この点に関しては、国や都が必要な支援策を講じられたい。	新たな技術については、メリットがあれば導入していきたい。稼働後に至っても新しい技術は出てくると思うので、検討しながら作業を進めていきたい。	

総括審議事項へ

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	4	<p>江東区では区内の CO<sub>2</sub> を大幅に削減していく方針が出されたが、それに整合するような形で施設運営をお願いしたい。</p> <p>それに当たってのアセスでの取り組みを今後の図書の中で整合が取れるような形で数値目標等を出していただければと思うが。</p>	<p>今回の排出側の数値設定は主に電力を算出しているが、設計上どうしても環境対策上、作業環境上、動力が大きくなる。</p> <p>一方で、実際に稼働させるための動力低減も配慮したうえで数値をつくっており、設計上の計画に対して運用でカバーしていくことも考えているところで、今示している CO<sub>2</sub> と出力、発電で削減していく差し引きの数値としての CO<sub>2</sub> 排出量をより低減できるのではないかと考えている。</p> <p>ただし、数値目標は運用も見えていきながらなので、提案については課題としていきたいと考えている。</p>	7/15 部会にて回答
その他	1	p 27 改質固化フロー図に脱水工程の記載がないが、前処理などがあるのか教えてもらいたい。	改質固化処理プラントフロー図中の脱水は、受入れ廃棄物の高含水のものについては、フロー図に示す通り、脱水設備で固液分離し、固形分についてはその他の含水率の低いものと同時に処理される。水分は排水処理後、下水道放流される。	6/24 部会にて回答
	2	<p>現地視察時、増設等により作業動線が複雑と感じた。新施設でも後付けで施設を入れるということも考えられることから、余裕ある配置計画を考えるとよいのではと思う。</p> <p>また、今からだとも2,030年に2,050年を見据えることとなるが、計画しづらい部分もあると思うので、温室効果ガス関係も柔軟に対応できるような事業計画としてスタートされるのが現実的と個人的には感じている。</p>	敷地の有効活用度もあり、新たな施設を導入するに当たっては設置等も含めた再構築が必要になると考えている。特に緑地面積の問題もあって、慎重な検討を要すると認識しており、そのうえで動線に配慮した計画を立てることになると考えている。	7/15 部会にて回答



## 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価書案について

### 第1 審議経過

本審議会では、令和3年3月24日に「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【廃棄物】

計画建物の建設に伴う廃棄物については、廃棄物の種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、評価の指標に適合するとしているが、再資源化率については指標との乖離があることから、適合するとした根拠を明らかにした上で、事後調査において発生量、再資源化量等を詳細に報告すること。

#### 【温室効果ガス】

環境保全のための措置に挙げられているバイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策については、温室効果ガスの削減に有効な対策と期待されることから、導入の結果と具体的な効果を検証するため、事後調査において詳細に報告すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3 年 3 月 24 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3 年 6 月 29 日	・現地視察
部 会	令和 3 年 6 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	平成 3 年 7 月 15 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3 年 8 月 19 日	・総括審議
審議会	令和 3 年 8 月 20 日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。